

## ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会第1回会合(結果概要)

令和4年2月14日(月曜日)16時～17時半  
オンライン形式

2月14日(月曜日)、ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会の第1回会合が開催されました。

1 本作業部会は、昨年7月に開催されたビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議(以下、「円卓会議」という。)における議論を踏まえ、より具体的、実務的な議論をする対話の場として、今般、円卓会議の下に開催することとしたものです。

2 今回の会合には、経済団体、有識者、市民社会、国際機関、各種団体等の関係者(ステークホルダー)と、関係府省庁等の関係者(課長級)とが出席し、意見交換を行いました。

3 会議では、外務省から、本作業部会の進め方や、「ビジネスと人権」に関する行動計画のフォローアップのための作業方法について説明しました。続いて、関係府省庁から、取組の実施状況について報告しました。

4 ステークホルダーの側からは、現状認識や問題意識、企業による人権尊重を後押ししていくための今後の取組や行動計画の実施状況のフォローアップの方途等について、期待や要望などが示されました。

5 本作業部会で、ステークホルダーから出された主な意見は以下のとおりです。その他、個別の論点に関する意見がそれぞれの出席者から出されました。

- 行動計画を評価するに当たり、何をもちて行動計画のインパクトを測るのが重要。社会に対しての効果を測るべき。
- 評価指標の設定においては、人権への負の影響に対する各施策の実際のインパクトを計測する視点が重要。
- 行動計画の全取組について、実施状況のモニタリングをするための評価指標を設定すべき。また、具体的施策と目標を設定した上で完了目標日を示すべき。
- 評価指標はグローバル目線を持って、客観的に分かりやすいものであるべき。
- ギャップ分析を可能とする指標を設定し、実施していく過程において、期待される人権デュー・ディリジェンスの中身を具体化していくべき。
- 効果的な救済へのアクセスに関する評価指標を設定すべき。
- 行動計画に記載のある施策のフォローアップのみで十分かは疑問。追加的にど

のような政策が必要か要検討。

- モニタリングの実施において、マルチステークホルダーの参加と透明性が確保されることが重要。
- インパクトを測定するためには目標を設定し、ギャップを把握することを試みるべきであり、その際は、企業の人権尊重の取組についての実施把握調査を行い、その結果を活用することが一案。
- 関連する取組の実施状況等をまとめた年次報告を行うべき。
- 来年度以降について、工程表を作成すべき。
- 中小企業向けのガイドブック作成、セミナー開催等、丁寧な施策を行うべき。
- 行動計画策定時に当時の作業部会が作成した「ステークホルダー共通要請事項」についてもフォローアップしてほしい。

(了)

第1回「ビジネスと人権」に関する行動計画推進作業部会  
出席者一覧

ステークホルダー(五十音順)	
氏名	所属・役職
氏家 啓一	(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長
大村 恵実	日本弁護士連合会元国際人権問題委員会委員長
斉藤 一隆	中小企業家同友会全国協議会事務局長
菅原 絵美	大阪経済法科大学国際学部教授
銭谷 美幸	第一生命保険(株)運用企画部フェロー／第一生命ホールディングス(株)経営企画ユニットフェロー
田中 竜介	国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー
長谷川 知子	(一社)日本経済団体連合会常務理事
古谷 由紀子	CSOネットワーク代表理事
安河内 賢弘	日本労働組合総連合会副会長

参加府省庁
内閣府大臣官房企画調整課
警察庁長官官房企画課
金融庁総合政策局総務課
消費者庁参事官(調査研究・国際担当)
総務省大臣官房総務課
法務省大臣官房国際課
外務省総合政策局人権人道課
財務省大臣官房総合政策課政策推進室
文部科学省大臣官房国際課
厚生労働省大臣官房国際課
農林水産省輸出・国際局国際戦略グループ
経済産業省大臣官房ビジネス・人権政策調整室
国土交通省総合政策局国際政策課
環境省大臣官房環境経済課
防衛装備庁調達管理部調達企画課
政府関係機関
(独)国際協力機構(JICA)

(了)